

○ 消費・安全対策交付金のうち
養殖衛生管理体制の整備

【令和7年度予算概算決定額 1,896（1,720）百万円の内数】
(令和6年度補正予算額 1,147百万円の内数)

<対策のポイント>

養殖業者等に対し、伝染性疾患の発生予防及び発生時におけるまん延防止措置等に関する指導、国際基準・情勢に対応したサーベイランスに必要な検査機器整備等の支援を行い、養殖水産動物の衛生管理を推進します。

また、抗菌剤の適正使用を指導する体制を構築するため、都道府県の魚類防疫員等に対する研修を支援します。

<事業目標>

国内養殖場における伝染性疾患の発生予防及びまん延防止

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 総合推進会議の開催等

全国会議や地域レベルでの会議の開催等により、魚病に関する問題や最新情報を共有し、養殖衛生対策を推進します。

2. 養殖衛生管理指導、養殖場の調査・監視、養殖衛生管理機器の整備

適正な養殖管理及び水産用医薬品等の使用を指導するとともに、養殖衛生管理技術の普及・啓発を行います。また、水産用医薬品の残留検査等や養殖衛生対策及び国際基準・情勢に対応したサーベイランスに必要な環境整備等を支援します。

3. 抗菌剤使用に係る指導体制の強化

養殖水産分野において抗菌剤の適正使用を指導する体制を構築するため、都道府県の魚類防疫員等に対する研修を支援します。

4. 疾病の発生予防・まん延防止

疾病的検査・診断、陸上養殖等に新たに参入する養殖業者等に対する養殖場の衛生管理指導をはじめ、特定疾病のまん延防止に係る巡回指導等の措置等を支援します。

<事業の流れ>

定額（10/10、1/2以内）

国



都道府県

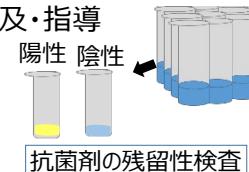
1. 魚病の情報共有による養殖衛生管理対策を推進



2. 養殖場の調査、適正な養殖衛生管理技術の普及・指導



ウイルス検査

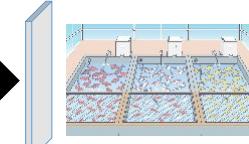
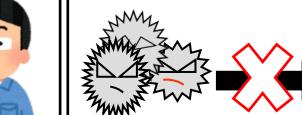


抗菌剤の残留性検査

3. 抗菌剤使用に係る指導体制の強化



4. 疾病の発生防止・まん延防止



国内養殖場における伝染性疾患の発生予防とまん延防止



安全な水産物の安定供給を図る

[お問い合わせ先] 消費・安全局畜水産安全管理課 (03-6744-2105)